

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成30年3月

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
津島市	***	1人	***	***	***	—	—	—	—
校務員	***	1人	***	***	***	用務員	55.1歳	207,300円	***
その他	***	0人	***	***	***	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成26年～平成28年の3ヶ年平均）
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではないです。
- 5 個人が特定されるものについては公表していません。（2人以下の項目）

### (2) 職種ごとの年齢別の人数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未 満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以 上
津島市	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
校務員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
清掃職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (3) その他給与に関する事項

#### ① 給料表

国の行政職給料表（一）と行政職給料表（二）の合成表で5級制です。

#### ② 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当です。

#### ③ 昇格基準

毎年1月1日に前年度における勤務成績に応じ、4号級（55歳を超える場合は2号級）を標準として昇給させています。

## 2 基本的な考え方

現在までの取組み内容として、職員数については退職者不補充職種として採用を行わず、行政職への転任試験実施や民間委託等を行ってきました。今後も職務の内容等を考慮しながら職員数の適正化を推進していきます。給与につきましては、国、県及び他市の動向を踏まえながら適宜見直しを進めていきたいと考えています。

## 3 具体的な取組み内容

平成16年7月から平成20年6月まで2%の給料減額を行いました。

また、平成21年1月からは地域手当を10%から7%に、平成22年4月からは7%から3%に変更しました。なお、平成27年4月からは段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月からは5%、平成28年4月からは6%を支給しております。

その他、住居手当では一律支給の廃止（平成17年7月）、新築持ち家の1,800円加算の引き下げ及び借家の1,300円加算の廃止（平成21年12月）、持ち家を4,100円から3,100円へ引き下げ（平成23年4月）、持ち家の3,100円の廃止（平成27年4月）、通勤手当では徒歩通勤者及び2km未満通勤者への支給廃止（平成18年1月）、距離区分の支給額の引き下げ（平成23年4月）、特殊勤務手当では危険手当及び運転手当を月額から日額へ見直し（平成18年4月）、年末年始手当の廃止（平成19年12月）をしました。今後も給与・業務等全般にわたり見直しを図ってまいります。

昇給に関しては、人事考課制度を導入し、勤務成績を昇給に反映させております。

## 4 その他

退職者不補充職種であるため、今後も民間委託等を推進し、再任用職員や臨時的職員の活用等も視野に入れて検討していきます。